

平成25年

第6回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成25年第6回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成25年4月11日 木曜日
- 2 場 所 教育委員会委員室
- 3 開 会 午後4時00分
- 4 閉 会 午後5時17分
- 5 出席委員 猪股 春夫
北林真知子
田中 直美
長岐 和行
佐藤 一成
米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進	教育次長 福田世喜
教育次長 栗津尚悦	総務課長 金田 恵
参事(兼)博物館長 風登森一	教職員給与課長 村上幸義
施設整備室長 能登谷敏	義務教育課長 吉川正一
幼保推進課長 廣野宏正	特別支援教育課長 西嶋崇広
高校教育課長 鎌田 信	文化財保護室長 佐々木人美
生涯学習課長 平川祐作	福利課長 金 義晃
保健体育課長 越後谷真悦	

7 会議に附した議案

- 議案第19号 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について
- 議案第20号 平成25年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について

8 議決した事項

- 議案第19号 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について
- 議案第20号 平成25年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について

9 報告事項

- ・認定こども園の認定について
- ・平成26年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程について

- ・平成25年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査抽出調査結果について
- ・平成25年3月高等学校卒業者の就職決定状況（速報値）
- ・「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」について

10 会議の要旨

【猪股委員長】

ただいまより、平成25年第6回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番田中委員と4番佐藤委員にお願いします。

それでは、議案第19号「県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第19号「県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第19号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【全委員】

なし。

【猪股委員長】

特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決をとります。

議案第19号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第19号を原案どおり可決します。

次に、議案第20号「平成25年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第20号「平成25年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について」説明

【猪股委員長】

議案第20号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【北林委員】

審議会の議長は、どのような方ですか。

【義務教育課長】

二号委員の中から互選になりますが、昨年度は、にかほ市教育委員会の渡辺教育長にお願いしておりました。

【北林委員】

一昨年度はいかがですか。

【義務教育課長】

同じく教育長の方をお願いしておりましたが、氏名については後ほどお知らせします。

【北林委員】

会議の資料は、事前に配布し目を通していただいていますか。

【義務教育課長】

事前に全委員に資料をお配りし、目を通していただいた上で会議を開催しています。

【田中委員】

任期が、平成25年4月11日から平成25年8月31日までとなっていますが、任期が1年ではなく、8月までとなっているのはなぜかということと、今年度、特別支援の教科書について審議されるということでしたが、20名の中で特別支援学校関係の方が2名しかおりませんが、審議する内容によって、毎年専門の方を委員にするなどの配慮はなさないのかを教えてください。

【義務教育課長】

2回会議を開催しますが、審議の期間が、7月あたりまでで完了することから、任期を8月末としています。

それから、今回、特別支援学校及び各小中学校の特別支援学級の第9条教科用図書も入っていますので、小中学校の先生たちも委員になっております。これまでも、選定となる教科に関連した方を、バランスを考えてお願いすることとしています。

【田中委員】

バランスを考えて、今回は、特別支援学校関係の方を2名選任したということによろしいでしょうか。

【義務教育課長】

その考えで選定しております。審議委員は、特別支援関係が多いからその関係を多くするというのではなく、全体のバランスを考えて選定するようにしております。

【特別支援教育課長】

三号委員の秋田大学の^大城英名教授は、特別支援教育専門の教授であり、2名だけではなく、学識経験の中でも特別支援教育関係者を選任しています。

【猪股委員長】

他になければ、表決をとってよろしいでしょうか

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決をとります。

議案第20号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第20号を原案どおり可決します。

次に報告事項に入ります。

「認定こども園の認定について」、幼保推進課長から説明をお願いします。

【幼保推進課長】

「認定こども園の認定について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員】

定員について、要保育児童と上記以外と書いてあります。要保育児童とは、幼稚園教育と保育のうち、保育をする人数によろしいでしょうか。

【幼保推進課長】

年齢の切り方として、例えば、0歳から5歳児までという場合で長時間保育が必要な児童が要保育児童にカウントされています。幼児教育を受けるという意味では満3歳からとなるのですが、要保育児童については、施設によって受け入れ対象年齢が違いますので、能代カトリック幼稚園・てんし保育園、せんぼくちびっこらんど、つきの木こども園が、満3歳未満の子どもも人数に入っております。

【北林委員】

「（幼稚園）」と書いてありますが、その意味を教えてください。

【幼保推進課長】

「幼稚園」という施設で、保育をするということになっています。

【北林委員】

幼稚園は3歳からですから、3歳からの保育をするということですか。

【幼保推進課長】

認定こども園若草幼稚園につきましては、幼稚園が保育機能を備えたということで認定された認定こども園ですので、在籍する幼児は満3歳以上のみとなっております。幼稚園ではありませんが、しっかりとした体制を整えて保育を行うということで、認定こども園として認定されております。

【北林委員】

そうすると、幼稚園だから3歳以上ではあるけれども、保育所と同じ内容だということですね。

【幼保推進課長】

考え方としてはそういう考え方であり、幼稚園であっても保育の機能をきちんと備えた施設ということです。

【北林委員】

保育所は0歳から、幼稚園での保育というのは3歳児からだということですね。

【幼保推進課長】

そういうことです。

【田中委員】

私は、0歳からの保育で、3歳以上は幼児教育の機能もある、そして、地域の子育て支援を担うのが認定こども園だと思っていたのですが、3歳以上だけ受け入れという形も可能ということでしょうか。

【幼保推進課長】

類型としては、そのような形も可能になっておりまして、何歳から何歳までの保育を受け入れるかということは、認定こども園の必須の要件ではございません。幼児教育と保育を一体的に提供する、また、地域の子育て支援を行う、そういった機能が備わっている所が認定こども園として認定されるということになっております。

【田中委員】

それは、最初からそのような定義になっていたでしょうか。

【幼保推進課長】

一般的に説明される類型ではありませんが、許容されている類型として元々からございました。

【猪股委員長】

幼稚園と保育所の違いはどこにあるのでしょうか。例えば、保育所だと給食が提供できるとか、時間的に制限がないとかあるのでしょうか。幼稚園でも延長でやっている所もあります。認定こども園になると、何ができるようになるのでしょうか。

【幼保推進課長】

認定こども園になったから何かができるということはございません。やっている内容が、幼稚園として幼児教育をしているのと同等の教育を行っているということと、保育所で行っている保育と同等の体制で保育を行っているといった機能に着目して、きちんと備わっている所を認定しており、また、認定こども園と名乗ることができるというのが認定こども園の制度であります。

【猪股委員長】

幼稚園の場合は費用を幼稚園が徴収しますが、保育所の場合も保育所が徴収するのでしょうか。

【幼保推進課長】

保育所につきましては、保護者が利用料、保育料として支払うのは、市町村に支払うことになります。保育所に対しては、市町村が、保育の実施に要する経費を運営費として出すという仕組みになっております。一方で、認定こども園になりますと、保育所の利用につきましても、設置者と直接保育料の支払い契約を結ぶことになりますので、その点は、認定こども園になったことによる違いということになります。

【北林委員】

保育料が市町村に入ると、直接園に入るとでは、どのような違いがあるのでしょうか。

【幼保推進課長】

様々な考え方があろうかと思いますが、一つは、保護者の施設選択に資するという所がございます。自分の子どもを、認定こども園である施設に預けたいという場合は、直接その施設と契約することで、自分の希望した所に子どもを預けることができるという面がございます。一方、保

育所になりますと、市町村に申し込みをして、施設の希望は出しますが、全体の募集の中から、市町村で調整をして入所施設が決定されます。定員の関係がございまして、必ずしもということではありますが、保護者が自ら選択して、そこに申し込みができるということが挙げられます。

【田中委員】

以前伺ったときには、認定こども園になると、保育施設は、市町村の普通の保育所と同じく、保護者の収入によって料金が変わってくるということでしたが、認可外の施設は、その場合も利用料は同じような形になるのでしょうか。

【幼保推進課長】

認可外保育施設の場合は、設置者が自由に設定できることになっておりますので、考え方としては、市町村を参考にしてということもあり得るかもしれませんが、基本的には、設置者が独自に設定することとなっております。

【田中委員】

認可外の保育施設の場合は、まず、認可をとってからでないで、認定こども園になることは難しいというお話も以前伺っていたのですが、そのあたりはいかがですか。

【幼保推進課長】

運営する側としては、認可保育所であれば、運営費について財政的な措置があります。体制を整えるといった意味でも、やはり認可施設ですと、いろいろな面で必要な経費を賄えるということがあります。認可外になりますと、基本的には保護者からいただく保育料によって運営していくこととなりますが、あまりに高い保育料を設定してどうなのかという面もありますので、運営面では厳しい部分があり、どれだけ体制が整備できるのかという面で、認定こども園に求めるものを整えるという意味では、難しい部分が若干あるのかと思います。ただ、施設として、認可外であろうと、認可施設であろうと、きちんとした体制を整えて、きちんとした保育が行われるということであれば、認定こども園に認定されることに特段差を設けているわけではありません。

【田中委員】

そうすると、体制がきちんと整ったということは確認されたということによろしいですね。

【幼保推進課長】

はい。そうです。

【佐藤委員】

厚生連の病院などは、院内保育所などを持っている所もありますし、これから作ろうと計画しているところがありますが、そういう動きと、認定こども園を推進する動きをどのように考えていけばよろしいのでしょうか。全く別物ととらえておけばよいのでしょうか。

【幼保推進課長】

例えば、院内保育施設ですとか、事業所内で従業員のお子さんを、職場の近いところで預かれるということで、一つの考え方としては、職員の福利厚生環境を整えるということで、整備されているということも聞いているところです。そういう意味で、保育の内容をしっかりとさせていただきたいというところもあり、要請があれば、研修の支援をさせていただくこともありますし、当課で所管しております研修会にも来ていただくということは、門戸を開いております。ただ、認定こども園となりますと、地域で必要な施設というところで整備促進を考えておりまして、保育の対象となる範囲が従業員のお子さんとなっている院内や事業所内の保育施設を広げようというところで推進するところまでは、今は取り組んでおりません。地域の広く開かれた施設としての幼稚園、保育所を認定こども園としては進めていっているところであります。

【佐藤委員】

良い保育、幼稚園教育をしっかりとやっていくという路線がある一方で、小回りがきく事業所内の保育所のニーズもあるということですね。そのことは分かりますが、統一というわけにはいかない現実ですね。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「平成26年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「平成26年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

平成25年度の新規採用状況ですが、平成25年度の名簿に登載がない場合でも、採用延期者というのはどういう形態なのか、制度が分かりません。

【高校教育課長】

例えば、合格した方の妊娠がわかり、話し合いの上で次の年に延期する場合に、採用延期者となります。今回は、中学校教諭であれば、搭載者が30人に対して、採用者が33人になっておりますが、その中に前年度の採用延期者1名が含まれています。

【長岐委員】

それは、制度としてあるものなののでしょうか。話し合いによるということは、どういうことですか。試験要項などにあるのでしょうか。

【高校教育課長】

試験要項等にあるわけではありませんが、申し出等を受けて、配慮しているという事項です。

【長岐委員】

そうすると、理論的には、去年の段階で、事実上の採用ということになりますね。

【福田次長】

名簿搭載者というのは、採用可能な候補者という意味で搭載しておりまして、実際に採用するかどうかは、こちらの採用事情などを含めて、最終的に決定するということであります。今のところは、だいたい4月1日付けで採用できておりますが、かつては、なかなか予定どおりいかないこともあり、候補者になっていても4月1日付けで採用にならない「待機」という方もおりました。そういうことから、採用搭載者の方にも事情があり、こちらとしても、すぐに採用するのは好ましくないという判断の場合には、1年間遅らせるという考え方でおります。

【長岐委員】

運用は弾力的でよくわかるのですが、試験というのは公平でなければいけません。名簿に搭載されると、効力はどのくらいの期間あるのですか。1回ごとではないのですか。

【幼保推進課長】

国家公務員の場合は、名簿搭載期間3年間有効となっておりますので、地方公務員の場合も、同じような扱いになっているのではないかと思います。

【長岐委員】

そうすると、「延期者」という言葉は使わなくてもよろしいのではないのでしょうか。今の幼保推進課長の説明でいけば、3年間は効力がありますから、去年は採用しなかったけれども今年は採用したということになりますので、「延期者」という言葉を使うと、制度としてないことを行っているような感じがしますので、単なる採用として、記載する必要はないと思います。

【高校教育課長】

このことについては、言葉の使い方など、この後検討させていただきたいと思います。

【長岐委員】

話し合いによって遅らせたとか、特別扱いしたような感じがします。

【猪股委員長】

名簿搭載者が今年は147名おり、今年の名簿搭載者から141名が採用されています。昨年度の方が2名採用されておりますので、残りの6名の方は、どうなったのでしょうか。

【福田次長】

名簿に登載されて辞退された方もおります。

【高校教育課長】

例えば、養護教諭では、搭載になっても辞退されている方もおりますし、採用が延期になっている方もおります。

【猪股委員長】

辞退した方と、採用されていない方がいるわけですね。

【高校教育課長】

そうです。

【猪股委員長】

差し支えなければ、それぞれの人数を教えてくださいませんか。

【高校教育課長】

採用辞退者が1名で、まだ採用になっていない人が2名おります。

【猪股委員長】

そうなれば、採用された方と併せて、144名になりますが。

【高校教育課長】

確認します。

【猪股委員長】

後で報告してください。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「平成25年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査抽出調査結果について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「平成25年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査抽出調査結果について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

平均点が、教科によって、かなり上下がありますが、これは、問題の作り方によるものが大きいということでしょうか。

【高校教育課長】

平均点は、各教科とも57点±5点の範囲で想定して作っておりますが、新しい傾向の問題を入れた場合には、なかなかそれに対応できなかつたりして、教科によっても差が出てきたりする場合があります。

【田中委員】

そうすると、高校側で求めている、「これくらいの力をつけて高校に来てほしい」という力が備わっていないという状況なのではないでしょうか。

【高校教育課長】

すべての面で備わっていないというわけではなく、今申し述べたところに課題があると捉えていただければと思います。

【猪股委員長】

個別のことは、かなり詳しくて良いですが、毎年英語の得点グラフは、何となく正規分布とは山が異なります。このような統計資料を物づくりと一緒にしては恐縮ですが、やはり何か、他の科目とは違った状況が考えられると思います。物づくりをしていますと、こういう乱れのときには、問題がある場合もありますが、前向きの場合、改善の初期段階で現場が混乱している場合に分布が乱れる場合があります。例えば、小学校に英語が導入されたとか、何かそのような変化があるのではないかという気がしておりますが、今、英語教育が注目されている状況で、このデータからどういった感想をもたれているのか、お聞きしたいと思います。

【高校教育課長】

過去には「ふたこぶ」のような分布になっており、いわゆる理解度が低い子の層と理解度が高い子の層がいることを改善しなければならないということで、授業改善等を図ってきたこともあります。以前と比べると、それほど顕著な「ふたこぶ」という状況は見られないのですが、まだ多少、改善していかなければならないと思っております。後ほど「アクションプラン」について報告させていただきますが、このようなものを活用して、改善できるものは改善していきたいと思っております。

【猪股委員長】

改善している過程であれば、乱れることはあって当然のことだと思いますので、ぜひ、そういった方向で進めていただければと思います。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「平成25年3月高等学校卒業者の就職決定状況（速報値）」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「平成25年3月高等学校卒業者の就職決定状況（速報値）」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

未内定の子どもたちについても、6月までに内定をもらえる可能性や就職先の目処がついているなどの状況はあるのでしょうか。

【高校教育課長】

例年この後も、連絡を取り合うよう学校に指導しておりまして、だいたい6月あたりまでには、かなりの未内定者数が減るという状況もあります。ただ、残った生徒たちは、例えば、コミュニケーション能力が低かったり、欠席日数の問題があったりなどの状況の生徒もおりますので、長期にわたって、先生方と話し合いをもちながら、ゆっくりと就職を決定している状況にあります。

【福田次長】

昨年度の状況を補足しますと、未内定の人が19名おりましたが、7月の初めくらいまでに残ったのが、7名ほどでした。就職が決まらない就職希望者については、ハローワークでトライアル雇用ということで、企業に補助金を出しながら、一定期間を研修的に仕事をしてもらい、マッチングがなかなかうまくいかないケースの人たちを支援していくということもしております。100%というのは、なかなか難しい状況ではありますが、ハローワークと連携して、アドバイスをしていきながら努力をしていくと思います。

【猪股委員長】

これは速報値ですが、最終的な結果、あるいは、業種別などに分析したデータは、後日報告していただけるのでしょうか。

【高校教育課長】

例年どおり、冊子にして、就職・進学を含めた進路状況をお知らせしたいと思います。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員】

9ページ「英語を学ぶ環境整備について」の「あきたっ子グローバルビジョン」事業とはどの

ような内容のものでしょうか。

【高校教育課長】

国のお金をいただいてやっている事業であり、例えば一つの例として、秋田に住んでいる外国の方を招いて、その国の文化をディスカッションをさせながら文化交流をするなどの交流をさせております。

【田中委員】

「あきた型CAN-DOリスト」ですが、先ほどの高校入試の結果にもあるとおり、英語は、できる子とできない子の学力の差が大きく、ただでさえ小学校から中学校に上がったときに、小学校では外国語って楽しいと思っていた子どもが、中学校で英語を苦手を感じてしまったりという子どもが多いと思います。加えて新たなスピーキングをやらなければならないとなると、子どもにとっても負担が、苦手な子どもにとっては特に、増えるのではないかと思うのですが、すべての子どもを対象にするものなのかを教えてください。

【高校教育課長】

基本的には、どの生徒もできるように、手厚く指導していきたいと考えています。「CAN-DOリスト」は、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと、この四つの領域について、その学年でどこまで到達させようかということ詳しく作っており、その目標に向かって、生徒たちを指導していくというような方法をとっていきます。「CAN-DOリスト」を使いながら、授業改善を進めていきたいと考えています。

【田中委員】

そうすると、なかなか時間内で身につけさせることは難しいと思います。全員が到達できることを目指すということは良いことですが、実際にすごく難しいことではないかと心配です。うまく到達できなかった生徒には、補習授業などをして身につけさせるとか、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【高校教育課長】

おっしゃるとおり、目指すところは全員ですが、必ずそういう生徒が出てくると思います。実際は、やってみなければ分かりません。日頃の授業でも同じように、補習なり、あるいは、様々な時間を使って、その生徒への指導はしていかなければならないと思っております。

【福田次長】

補足説明をしますと、「CAN-DOリスト」は、具体的な到達目標となっており、買物の時に値段が聞けるとか、品物をこれが欲しいと言えとか、具体的なステップが示される目標です。初歩的な到達目標から、だんだん力がついたらここまでと、比較の見やすいものが、「CAN-DO」となります。これまでであれば、どこまで出来たということが分かりにくい状況で学習に取り組んでいる子どもたちが、「まずここまでできればいい」、「次はここだな」、というように進んでいくという部分もありますので、苦手な子どもも、「まずここまで頑張ろう」と、英語

の学習に向かう見通しがもてる形でプラスになっていくのではないかと考えています。さらに、教師側からは、「ここまではぜひ到達してもらおう」ということで、補習とか別の手立てをとって到達させるように頑張らせるという部分もありますし、子どもは、「ここはできた」「達成できる」との達成感から、また次のステップに向かうということも出てくるのではないかなと考えています。英語教育がより緻密なかたちで、指導のプロセスが分かり、子どもにとっては見通しをもった学習に入っていけますので、伸びる子はどんどん先に行き、苦手な子は、一步一步でも確実に最低限のところまではいこうと、そういうかたちで、指導に生かしていけるのではないかと考えています。

【佐藤委員】

1 ページの「児童生徒の英語力を強化すべき背景」の部分で、「人と人が実際に言葉を交わす機会は減少しているが」とありますが、これは、共通認識、あるいは、客観的に決められている表現でしょうか。もし、はっきりしないようであれば、なくても文脈は通りますので、なくても良いのではないのでしょうか。今から直せないものであれば、仕方ありませんが。

【米田教育長】

直すのは構いません。

【福田次長】

このアクションプランは、現時点での計画として取り組んでいきますが、やりながら見直しの部分は出てくると思いますし、予算のつき具合によっては、できない部分も出てくるかもしれませんので、ある程度の時点で、改訂版というかたちで変えていくというスタンスで考えているプランであります。今ご指摘の点は、改訂したいと思います。

【佐藤委員】

「CAN-DOリスト」というものは、どのようなものなのか、ぜひ見せていただきたいです。

【米田教育長】

「CAN-DOリスト」に関しては、24年度に、高校によっては作っているところもありますが、学校によって、それぞれ目標や内容が違ってきます。モデル的なものについては、県の方でも示そうとしていますが、最終的には学校です。A高校ではこのような目標を設定して、ステップバイステップで指導していこうと、B高校では、また別の内容を盛り込んで生徒に関わっていこうと、このような考えで作りますので、最終的には全ての高校で違うものになります。この学校では、このようなものでスタートしますというものについて、この後示していきたいと思っています。

【佐藤委員】

10 ページの「海外派遣研修」で、ソウル高等学校とフィリピンでのインターンシップについて、「現地で実際に話されている英語に」という文言がありますが、ソウル高等学校では、英語は実際に話されているのでしょうか。その時だけではないのでしょうか。ソウル高等学校に関して

は、「実際に話されている」ということではないと思います。フィリピンだけではないでしょうか。

【高校教育課長】

ソウル高校では、英語で研究発表をし、英語でディスカッションをします。実際に日常的にも使うフィリピンでは、現地の会社に行って、現地の従業員の方と、インターンシップ的に行います。そこでは、たどたどしい英語にはなるかもしれませんが、英語で会話します。

【佐藤委員】

英語でも、母国語としての英語と、世界共通語としての英語の二種類ありますが、世界共通語としての英語という捉え方をするんですね。

【米田教育長】

はい。

【佐藤委員】

常に英語が使われているように読めますが、そういうわけではないですね。プレゼンの時だけ、英語を使っているだけですよね。

【福田次長】

表現を訂正させていただきます。

【佐藤委員】

半数が英検準2級をクリアすることを目標とするとありますが、田中委員が御指摘しているように、スピーキングというのは、なかなか身につけにくいもので、ハードルが高いと思います。特定のクラスだとか、そういった所にはハイレベルな英語を求めても良いと思いますが、全部一律というのは、なかなか効果が上がらないのではと思います。これは、英語の専門家が計画を立てられたと思いますが、一律が良いのか、メリハリをつけたものが良いのか、考えがどこにあったのか教えてください。

【福田次長】

かつて、平成16年度から18年度まで、英語コミュニケーション推進班を設置し、英語を話せる高校生を育成するために、かなり力を入れて、英検の試験そのものではなく、到達度を測るテストを全員に課して実施し、英検の合格率が上がったことがありました。その当時は、準2級が学年の2割から3割くらいまで到達しているという状況がありましたので、英語のレベルを高いものにしたい場合の目標として、ある程度高いところを目指す意味で、5割程度できれば、あの当時取り組んだものよりも1ランク上のレベルの英語教育の水準になるかと考えました。個々一人ひとりみれば、佐藤委員がおっしゃったとおり、それぞれの到達状況から、一つ上を目指していく形が基本的に当然のことですので、それは一人ひとりの到達状況から次を目指してもらい、それを支援する教育を行うことが基本的なスタンスではありますが、一つの目標として、

挙げてみようということです。

【長岐委員】

国でも英語教育には力を入れておりますし、振り子が振れすぎているという感じがします。私は弁護士ですが、弁護士で東京で事務所を開いていると、英語を話せなければ、ほとんど通用しませんので、東京の法律事務所へ就職するときは、客観的なテストがいろいろありますが、ある程度の点数がないと就職できません。ただし、秋田で弁護士をやる場合は、そういうわけでもありません。世界で通用するためにも、英語教育はきちんとやらなければいけません。田中委員がおっしゃるように、あまりプレッシャーをかけると、萎縮してくる子が出てくることもあると思います。

仕事をしていくためには、英語がきちんと分かっている必要がありますが、こういう例もあります。私の同級生で、中学校の英語の時間に、「自分が就きたい仕事に英語は必要ない。だから英語はできなくても良いんだ。」という子がいました。この考えを正しいとは思いませんが、今、立派な事業を興し、それで生計を立てています。ただ、生活に余裕が出てくると、海外旅行に行くようになり、「やっぱり英語はきちんと勉強しておくべきだった。」と今は言っています。

教育は何かという観点から考えていけば、国が英語だから、グローバル社会だから、といってレベルは上げず、もう少し考えていただき、あまり子どもたちにプレッシャーにならないようにしていただきたいと思います。

英語専門の教育長の意見も、お聞かせください。

【米田教育長】

英語だけに限らず、どの勉強についても同じですが、基本的に、学びのスピードというのは、子ども一人ひとりで違うという認識に立つ必要があると思います。ですから、小学校、中学校、高校と過ごす中で、全員が同じペースで同じ段階に行くということは無理です。少なくとも、学び続ける力をつけるということが大事ですので、小・中・高でのこのような取り組みを通して、子どもたちが、将来的にずっと続けて、言語なり、色々な勉強を続けていける基礎を作るという認識で捉えていけばいいと思います。昔は英語は得意だったが、50歳になったらすっかり忘れた、という状況よりも、長い間少しずつ勉強を続けてきて、少しずつでも力がついていて、50歳になってもちゃんと読め、そこそこ書ける、あるいは、聞けるし少し話せるというふうに、ずっと続いていく方が大事なんだろうと思います。ですので、そういうスタンスで子どもたちに向き合っていくということが第一だと我々は考えています。

【佐藤委員】

教育長は英語の専門家です。こういったものは、英語が堪能な方々が作ったのだと思います。やはり英語は大切ですので、できる子にはきちんと伸びてほしいと思いますが、そういう目標を達成するために、このプランというのは、今まで私たちが受けてきた教育、あるいは、今子どもたちが受けている教育とは違い、明らかに目標に到達できるような見方はあるのでしょうか。例えば、米田教育長は英語の教員ですが、このプランであれば、自分のレベルに到達できるだろうなどの考えはありますか。

【米田教育長】

語学というのは、英語漬けになって生活する人や外国語漬けになって生活できる人であれば別ですが、我々は、英語を外国語として学習する立場、環境にいるわけですから、基本的に、学校の勉強、学校の授業だけで、英語がすばらしくできるようになるということはありません。現在、英語が堪能であると言われて人、かつてそうだった人たちは、自分で努力をした結果、力をつけているわけですから。学習者として自ら学習していく姿勢がないと、語学的なものは身につかないと思っていますので、あくまでも、一人ひとりが自分で学んでいくという基礎の部分、できるだけ多くの子どもたちに身につけることを考えています。

【佐藤委員】

教育長がお話されたように、モチベーションを常に維持できるような力をつけていっていただければと思います。

【福田次長】

留学生や外国のネイティブな人たちと接する機会を多く作り、「英語を身につけてコミュニケーションをとりたい」という意欲が出るような環境をできるだけ多く作っていきたく思いますので、今後、イングリッシュキャンプやALTの増員について要望していきたくと考えております。この辺りを重点的に事業予算をつけていただき、環境整備をしていきたくという部分については、今までにはないことであり、一歩踏み込んだ形で展開していきたくと思います。子どもたちも、英語が必要な場面に直面しないと、英語を学習しようと思いません。そういう意味では、どんどん海外にも行かせたいと思いますが、予算に限りがありますので、色々な知恵を出して、環境整備を強化したいというのが、アクションプランに基づく事業の方向性です。

【田中委員】

ずっと学び続けていくためには、やはり嫌いにさせないことが大事であり、分かることが楽しいとか、通じることが楽しいと感じられるようなものにしていただきたいと思います。

【猪股委員長】

海外で仕事をしていて感じるのですが、一番大事なのは、やはり「耳」だと思います。相手のことが理解できれば、相手が英語できる人に対しては、次にこちらがつかない言葉で話しても、理解してもらえます。教育的にどうなのかは分かりませんが、やはり、実務上は、「聞く」「リスニング」が英語を手段として使う場合には大事である気がしています。

【米田教育長】

まさに、その通りです。例えば、直接対面で話している場合には、相手の人の話すスピードが早過ぎたり、難しい語彙を使ったりするときには、こちらがコントロールして、「もう少しどうにかしてくれませんか」という言い方を覚えていけば、それである程度相手をコントロールできます。ところが、テレビとかラジオとかで流れるものは、自分でコントロールできませんので、こちらがトレーニングされていないと、さらに上にはいけないということだと思います。

【猪股委員長】

外部の検定試験ということで、英語検定が対象となっておりますが、傾向が変わることも考慮していただき、検定試験の対応なども変わる可能性も含め、将来を見通した形で取り組んでもらえればありがたいと思います。

【高校教育課長】

今のところは、外国語検定は、TOEFL、TOEICなども含め検討し、その中で英語検定がよいのではないかと考えておりますが、この後、やっていく中で、検証を加えて考えていこうと思っています。

【猪股委員長】

検討をよろしく願いいたします。

他になければ、予定された案件は以上ですが、何かございませんか。

【義務教育課長】

議案第20号の、田中委員から御質問のありました任期について、先ほどは審議の日程によると述べましたが、もっと根本的なところで、法律により「期間は4月1日から8月31日までとする。」と規定されており、それが一番の根拠であります。

【田中委員】

毎年、この期間なんですね。

【義務教育課長】

はい、そうです。

【佐藤委員】

審議会ですが、教育委員会から、こういうものについて特に見てほしいなどの要望はするものでしょうか。

【義務教育課長】

この審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じて調査・審議することになっておりますので、当然色々な御意見を踏まえて調査にあたることになります。佐藤委員がおっしゃったような内容があれば、それを踏まえて審議会にも諮っていくことになります。

【佐藤委員】

問題になるのは、やはり、新しい指導要領に沿った教育がなされるかどうかということになると思います。また、秋田県でも「あきたの教育振興に関する基本計画」を策定しておりますが、それに則った教科書を評価するような要望をすべきではないかと思っております。昨年、新しい教科書が選ばれましたが、歴史教科書に関していうと、23年度と全く変わるところがありませんでした。指導要領が変わったにも関わらず、教科書の選定も変わらないということは、それはそれで

地教委で検討した上でだとは思いますが。

そういうこともありますので、指導要領、「あきたの教育振興に関する基本計画」の内容を十分考慮して審議することをお願いしていただきたいと思います。

【義務教育課長】

御承知のとおり、選定するのは各市町村教育委員会となりますので、県教委では、選定にあたってアドバイスしていくことになると思います。今、佐藤委員がお話しされた内容を踏まえて、そういったアドバイスできるような、良い資料を作って参りたいと思っております。

【猪股委員長】

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。